

大村市斎場管理業務委託仕様書

1 業務の名称 大村市斎場管理業務委託

2 業務履行場所 大村市徳泉川内町535番地17 大村市斎場

3 委託期間 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

4 業務の主な内容

火葬業務、火葬業務に伴う受付業務、炉前業務、収骨等業務、施設及び設備の維持管理業務、施設内の清掃業務、敷地内の除草等の維持管理業務等（※詳しくは、「9業務の内容及びその手順等」を参照）

5 施設の概要

(1) 名称 大村市斎場

(2) 敷地面積 9,314㎡

(3) 建築面積 908㎡

(4) 構造 鉄筋コンクリート造平屋建（一部2階建）

(5) 竣工年 昭和62年3月

(6) 炉型式 化粧前室付台車式火葬炉（燃料：白灯油）

(7) 施設内容

ア 火葬棟 火葬炉（大型炉）4基、汚物炉1基、告別室、炉前ホール、収骨室2室、
霊安室、事務室、作業室、操作室及び休憩室

イ 待合棟 和室4室（8畳×4室）、待合ロビー、湯沸室、便所、身障者用便所及び洗面コーナー

ウ 屋外施設 自家発電機室、霊灰棟、浄化槽、駐車場（乗用車40台）、納骨堂（無縁仏用）、
地下タンク（3,000ℓ）、樹木等

6 開場時間等

(1) 開場時間 午前9時30分から午後6時まで（閉場前に受付を行った場合は、当該受付に基づく業務が終了する時間まで）、その他市長が特に必要があると認めるとき

(2) 受付時間 午前10時から午後6時まで、その他市長が特に必要があると認めるとき

(3) 休場日 1月1日及び毎月第1友引日、その他市長が特に必要があると認めるとき

7 業務に当たっての基本的事項

(1) 斎場は、故人の遺徳をしのび、人生終えんの儀式の場にふさわしい尊厳と品位を保持し、並びに地域住民の宗教的感情及び葬送の慣習に適合し、市民の福祉と公衆衛生の向上に寄与するための施設であるため、常に利用者の心情等に配慮し業務を遂行すること。

(2) 特定の個人、団体等に対して有利又は不利になるような取扱いをしないこと。また、金品の受領を一切しないこと。

(3) 個人情報の適切な管理を行い、「個人情報の保護に関する法律」その他の関係法令を遵守するとともに、その趣旨を理解した上で管理を行い、効率的かつ効果的な管理を行うこと。

(4) 突発的事項については、速やかに調査等を実施し緊急の措置を講じるとともに、市の指示を受けること。

(5) 日常的な点検等の安全管理に努めるとともに、必要な予防措置を行うこと。

8 業務遂行に当たっての適切な人員配置等

- (1) 火葬業務がある日は、火葬炉機器類の操作を熟知した常勤の火葬業務従事者を2名以上配置し、火葬業務が集中する日（4件以上）には火葬業務従事者を3名以上配置するなど、火葬業務を安全かつ円滑に行い、利用者の利便性等を損なうことがないよう適切な人員配置をすること。なお、雇用者数は4名以上とし、うち常勤を3名以上とすること。
- (2) 危険物取扱者乙種第4類を有する者及び防火管理に関する講習を完了した者を配置するとともに、研修等による火葬技術の向上その他の人材育成に努めること。

9 業務の内容及びその手順等

(1) 火葬業務及びこれに伴う受付業務、炉前業務及び収骨等業務

ア 火葬の受付及び案内業務、告別及び火葬業務、収骨及び火葬許可書への火葬証明の記入等（ただし、斎場使用許可は市が行い、受託業者は火葬予定の時間調整等を行う。）を行うこと。

イ 火葬実施後の清掃及び残骨灰の処理業務を行うこと。

ウ 火葬実施等の業務日誌の記載、月ごとの火葬場使用報告書の作成等の事務を行うこと。

(2) 施設・設備の維持管理業務

ア 火葬炉等の始業時及び終業時での点検清掃を実施し、異常等が発生した場合の市及び専門業者への連絡並びに補修を実施する体制を整えるとともに、常に必要な予防措置に心がけること。

イ 市が別に委託する施設及び設備類の点検等の保守管理業務は委託業務に含まないが、当該点検等に立ち会うとともに、日常的な点検等の実施による適切な維持管理を行うこと。

ウ 法令等に基づく危険物取扱者としての業務、消防設備の点検や自主防災訓練等を行い、日常的な施設の安全管理に努めること。

(3) 施設内の清掃及び敷地内の除草等の維持管理業務

ア 待合室等場内施設の日常清掃、待合室等の適宜ワックスがけ及び年1回以上の特別清掃を行うこと。

イ 場外敷地の除草（年2回以上）や低木の剪定及び清掃業務を行うこと。

(4) その他の業務

ア 施設の工事、補修等は市が実施するが、極めて小規模な修繕（おおむね3万円以下）については市と協議の上、受託業者が実施するものとする。

イ 令和9年1月4日から令和9年3月31日までの間に、現在の受託業者から、合計5日以上に渡って業務の引継ぎを受けること。なお、これに係る費用については、受託業者となる者の負担とする。

ウ 本委託業務終了時等での次期受託業者が異なる場合の引継業務（火葬業務の技術指導等を含む。）を令和14年1月4日から令和14年3月31日までの間に合計5日以上行うこと。

10 業務報告と委託料の支払

(1) 業務報告

ア 受託業者は毎月、翌月の8日までに委託業務の実施状況その他管理運営業務の履行状況を記載した業務報告書を市に提出しなければならない。

イ 受託業者は各年度の業務を完了したときは市が指定する期間内に、業務完了報告書に経費の支出状況を明らかにした明細書を添えて提出しなければならない。

(2) 委託料の支払

市は、受託業者から月ごとの業務報告書を受領したときは、その内容を審査の上業務が適切に実施されたと認めた場合、受託業者から請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払う。

1 1 経費負担の区分

(1) 市の負担

施設設備の工事費・修繕費用・保守点検委託料、業務に要する電気・ガス・水道料金等の維持費、火葬炉運転に伴う燃料費等の経費及び備品類等の費用

(2) 受託業者の負担（委託料に含まれるもの）

人件費、消耗品費、小修繕費、施設内の清掃及び敷地内の除草等経費、残骨灰の処理業務経費その他委託業務に伴う直接経費、間接経費及び一般管理費

(3) その他

受託業者の責めによる施設・備品等の損傷及び第三者への損害賠償は受託業者の負担とする。自然災害や大幅な物価変動等の場合については市及び受託業者の協議による。

1 2 その他

(1) 委託業務の一部委託等についてはあらかじめ市による承諾を得た場合に限るものとし、受託業務を一括して第三者へ委託し、又は請け負わせることはできない。

(2) 委託業務に係る個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

(3) 施設の目的外使用、備品等の持出しは厳禁とする。

(4) 最近3年間の火葬件数

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
12歳以上	1015	1079	1067
12歳未満	3	3	1
死産児	20	25	16
(以上小計)	(1038)	(1107)	(1084)
身体の一部(汚物)	69	45	48
合計	1107	1152	1132

※1日最大火葬件数は8件（令和5年度から令和7年度までの実績）

(5) この仕様書に定めのない事項は、協議の上決定するものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護に関する法律、大村市個人情報の保護に関する法律施行条例及び大村市情報セキュリティポリシーの規定に基づき、この契約に係る業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 受注者は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等の個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止をするため、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(複写及び複製の禁止)

第6 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第7 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等（当該資料等を複写し、又は複製したものを含む。）は、この業務完了後直ちに発注者に返還しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときはその指示した方法によるものとする。

(資料等の廃棄等)

第8 受注者は、この契約による業務を処理するために自らが収集し、又は作成した個人情報を使用する必要がなくなった場合は、個人情報が記録された資料若しくは記録媒体等を復元不可能な状態にして速やかに廃棄し、又は発注者に引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(再委託の禁止)

第9 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、個人情報を取り扱う業務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

2 受注者は、発注者の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託する場合には、発注者が受注者に対して求めた個人情報の保護に必要な措置と同様の措置を当該第三者に求めるものとする。

(事故発生時における報告)

第10 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

(調査)

第11 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の取扱状況について、随時に調査することができる。

(指示)

第12 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。